



福岡医発第1792号(地)
平成23年10月28日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一 良
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について
(老人福祉法および介護保険法関係)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)」において、老人福祉法および介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等については、都道府県または市町村の条例で定めることとされました。都道府県または市町村が条例を定めるに当たっては、それぞれの事項ごとに、

- ①厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの(従うべき基準)
- ②厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの(標準)
- ③厚生労働省令で定める基準を参酌するもの(参酌すべき基準)

とされているところであります。

今般、これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」および「参酌すべき基準」に区分する等の省令改正として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成23年厚生労働省令第127号)」が公布され、平成24年4月1日から施行されることとなった旨、日本医師会より通知が参りましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 名取一幸
会長 蒲池 壽

(介 71)

平成 23 年 10 月 18 日

都道府県医師会 介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

三 上 裕 司

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について
(老人福祉法および介護保険法関係)

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）」において、老人福祉法および介護保険法の改正がなされ、従来厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等については、都道府県または市町村の条例で定めることとされました。都道府県または市町村が条例を定めるに当たっては、それぞれの事項ごとに、

- ①厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（従うべき基準）
- ②厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（標準）
- ③厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（参酌すべき基準）

とされているところであります。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」および「参酌すべき基準」に区分する等の省令改正として「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 127 号）」が公布され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなり、厚生労働省老健局長より都道府県知事等宛てに、施行通知が発出されました。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。



記

(添付資料)

- ・「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（老人福祉法及び介護保険法関係）」の送付について
(平 23. 10. 11 老老発 1011 第 1 号 厚生労働省老健局老人保健課長 通知)
- ・官報（平 23. 10. 7 号外第 218 号）

以上



老老発 1011 第 1 号

平成 23 年 10 月 11 日

社団法人日本医師会会長

原中 勝征 殿

厚生労働省老健局老人保健課長



「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（老人福祉法及び介護保険法関係）」の送付について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご尽力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添の通知を平成 23 年 10 月 7 日付けで各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長宛て送付しましたので、その趣旨をご了知いただき、傘下会員に対する周知方よろしくお願いいたします。



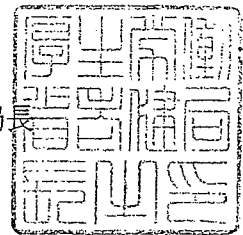
老発1007第6号
平成23年10月7日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

 殿

厚生労働省老健局長



地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令について（老人福祉法及び介護保険法関係）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成23年厚生労働省令第127号）」については、本日公布され、平成24年4月1日から施行されるところであるが、その趣旨及び主な内容のうち、老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に係るものについては下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）において、老人福祉法及び介護保険法の改正がなされ、従来、厚生労働省令で定めることとされていた施設基準等について、都道府県又は市町村の条例で定めることとされた。

また、都道府県又は市町村が条例を定めるに当たっては、施設基準等に定められた事項ごとに、

- ① 厚生労働省令で定める基準に従い定めるもの（以下「従うべき基準」という。）
 - ② 厚生労働省令で定める基準を標準として定めるもの（以下「標準」という。）
 - ③ 厚生労働省令で定める基準を参酌するもの（以下「参酌すべき基準」という。）
- とされているところである。

これに伴い、厚生労働省令で定められている施設基準等につき、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」に区分する等、所要の省令改正を行う。

第2 改正の概要

一 老人福祉法関係

- (1) 養護老人ホーム設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第2条及び第3条関係）。

① 「従うべき基準」

- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに配置する職員及びその員数
- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームに係る居室の床面積
- ・ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの運営に関する事項であって、入所する老人の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

② 「標準」

- ・ 養護老人ホームの入所定員

③ 「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

- (2) 「参酌すべき基準」とされている特別養護老人ホーム及び地域密着型特別養護老人ホームの居室定員について、「4人以下」を「1人」に改める（第2条及び第3条関係）。

二 介護保険法関係

(1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第5条関係）。

①「従うべき基準」

○ 基準該当居宅サービス

- ・ 基準該当居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 基準該当居宅サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 基準該当居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

○ 指定居宅サービス

- ・ 指定居宅サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- ・ 指定居宅サービスの運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 基準該当居宅サービスの事業に係る利用定員
- ・ 指定居宅サービスの事業に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(2) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第6条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定介護福祉施設サービスに従事する従業者及びその員数
- ・ 指定介護老人福祉施設に係る居室の床面積
- ・ 指定介護老人福祉施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「参酌すべき基準」

- ・ ①に掲げる基準以外の基準

(3) 介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第7条関係）。なお、療養室、診察室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準については、厚生労働省令で定めるところによるものとする。

- ①「従うべき基準」
 - ・ 介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者並びにそれらの員数
 - ・ 介護老人保健施設の運営に関する事項であって、入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - ②「参酌すべき基準」
 - ・ 療養室、診察室及び機能訓練室並びに医師及び看護師の員数に関する基準並びに①に掲げる基準以外の基準
- (4) 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第8条関係）。
- ①「従うべき基準」
 - ・ 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - ・ 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
 - ・ 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
 - ・ 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - ②「標準」
 - ・ 指定地域密着型サービスの事業（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員
 - ③「参酌すべき基準」
 - ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準
- (5) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第9条関係）。
- ①「従うべき基準」
 - 基準該当介護予防サービス
 - ・ 基準該当介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
 - ・ 基準該当介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
 - ・ 基準該当介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの
 - 指定介護予防サービス
 - ・ 指定介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

- ・ 指定介護予防サービスの事業に係る居室、療養室及び病室の床面積
- ・ 指定介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 基準該当介護予防サービスの事業に係る利用定員
- ・ 指定介護予防サービスの事業に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(6) 指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（第10条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準」

- ・ 指定地域密着型介護予防サービスの事業（①に掲げるものを除く。）に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・ ①及び②に掲げる基準以外の基準

(7) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）に定める基準につき、以下のとおり区分する（附則第9条関係）。

①「従うべき基準」

- ・ 指定介護療養施設サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・ 指定介護療養型医療施設に係る病室の床面積
- ・ 指定介護療養型医療施設の運営に関する事項であって、入院する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密

接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「参酌すべき基準」

- ・ ①に掲げる基準以外の基準

- (8) 「参酌すべき基準」とされている指定介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の居室定員について、「4人以下」を「1人」に改める（第6条及び第8条関係）。

三 経過措置（附則第2条、附則第3条及び附則第4条関係）

特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員に関する基準の改正に伴い、以下の経過措置を設けることとする。

- ① この省令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、都道府県又は市町村の条例が制定施行されるまでの間においては、改正後の特別養護老人ホーム等の居室定員に関する基準について、「1人」とあるのは、「4人以下」とする。
- ② 条例の制定施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、当該条例の制定施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）等について、改正後の居室定員に関する基準を適用する場合においては、「1人」とあるのは、「4人以下」とする。

第3 留意事項

- (1) 各施設基準等における「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」の区分の詳細については、別添を参照されたい。
- (2) なお、「従うべき基準」、「標準」及び「参酌すべき基準」については、「地方分権改革推進計画について」（平成21年12月15日閣議決定）において、以下のとおり定義されているところ、十分留意されたい。

- ・ 「従うべき基準」

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

- ・ 「標準」

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

- ・ 「参酌すべき基準」

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

- (3) 条例により基準を定めるに当たっては、附則第2条第2項、附則第3条第2項及び附則第4条第2項に規定する経過措置の趣旨を踏まえ、既存の施設に対する取扱いにつき十分留意されたい。
- (4) なお、今後とも随時基準の改正が行われる可能性があり、条例により基準を定めるに当たっては十分留意されたい。

第4 施行期日

平成24年4月1日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令における基準の整理について

(老人福祉法関係)

●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参考すべき基準」)。

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
①人員配置基準「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第5条 第42条において準用する第5条 第59条において準用する第5条 第63条において準用する第5条 第6条 第42条において準用する第6条 第59条において準用する第6条 第63条において準用する第6条 第12条 第16条第7項 第37条第8項 第40条第2項及び第3項 第63条において準用する第40条第2項及び第3項 第56条(第13項を除く) 第57条第7項 第62条第8項
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第5条 第6条 第12条
②居室面積基準「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第11条第3項第1号・第4項第1号ハ 第55条第4項第1号イ(4)(床面積の規定に限る。) 第55条第3項第1号・第4項第1号ハ 第61条第4項第1号イ(4)(床面積の規定に限る。) 附則第3条第1項(第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハに係る部分に限る。)
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第11条第3項第1号・第4項第1号ロ 附則第2項(第11条第4項第1号ロに係る部分に限る。)
③人権に直結する運営基準等「従うべき基準」			
	老人福祉法 17条	特別養護老人ホームの設備 及び運営に関する基準	第15条第4項及び第5項 第16条第8項 第22条 第42条において準用する第22条 第28条 第42条において準用する第28条 第59条において準用する第28条 第63条において準用する第28条 第31条 第42条において準用する第31条 第59条において準用する第31条 第63条において準用する第31条 第36条第6項及び第7項 第63条において準用する第36条第6項及び第7項 第37条第9項 第57条第8項 第62条第9項
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第16条第4項及び第5項 第26条 第29条
④利用定員「標準」			
	老人福祉法 17条	養護老人ホームの設備及び 運営に関する基準	第10条

※特別養護老人ホームの居室定員は現行の4人以下から1人に改正。
(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第11条第4項第1号イ・第55条第4項第1号イ)

(介護保険法関係)

●「従うべき基準」及び「標準」に該当するもの(それ以外の基準は「参酌すべき基準」)。

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
①人員配置基準「従うべき基準」			
	介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2条 第13条第7項 第21条 第49条において準用する第21条 第43条第8項 第47条第2項及び第3項
	介護保険法 97条	介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第2条(医師及び看護師の員数に係る部分を除く。) 第23条 第50条において準用する第23条 第48条第2項及び第3項
	介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	第2条 第22条 第50条において準用する第22条 第48条第2項及び第3項 附則第4条 附則第5条 附則第6条 附則第18条 附則第19条
	介護保険法 42条、74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第5条 第8条 ★第40条 ★第41条 第45条 第46条 第50条第4号 ★第55条 ★第56条 ★第58条において準用する第50条第4号 第60条 第61条 第76条 第85条 第93条 第94条 第105条の4 第105条の5 ★第106条 ★第107条 第111条 第121条 第122条 第130条第6項 第140条の8第7項 第140条の11の2第2項及び第3項 ★第140条の27 ★第140条の28

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
	介護保険法 42条、74条	指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基 準 (★は基準該当に係る基準)	大第140条の32において準用する第130条第6項 第142条 第155条の10の2第2項及び第3項 第175条 第176条 第182条の4 第182条の5 第184条 第195条 ★第205条の2 大第208条において準用する第195条 第208条 第209条
	介護保険法 54条、115条の4	指定介護予防サービス等の事 業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係 る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第5条 第8条 ★第41条 ★第42条 第47条 第48条 第57条第4号 ★第58条 ★第59条 ★第61条において準用する第57条第4号 第63条 第64条 第79条 第88条 第97条 第98条 ★第112条 ★第113条 第117条 第129条 第130条 第145条第6項 第157条第2項及び第3項 第161条第7項 大第180条 ★第181条 大第185条において準用する第145条第6項 第187条 第208条第2項及び第3項 第231条 第232条 第255条 第256条 第266条 第267条 ★第279条 大第280条において準用する第267条 第282条 第283条

●地方分権一括法における根拠法令		●対象省令名	●条項
介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第6条	第6条
		第7条	第7条
第42条第1項、第3項、第4項及び第5項		第42条第1項、第3項、第4項及び第5項	
第43条		第43条	
第45条		第45条	
第47条		第47条	
第63条		第63条	
第64条		第64条	
第65条		第65条	
第90条		第90条	
第91条		第91条	
第92条		第92条	
第110条		第110条	
第111条		第111条	
第131条(第14項を除く。)		第131条(第14項を除く。)	
第139条第7項		第139条第7項	
第146条		第146条	
第163条第8項		第163条第8項	
第167条第2項及び第3項		第167条第2項及び第3項	
附則第2条		附則第2条	
附則第3条	附則第3条		
附則第5条	附則第5条		
附則第6条	附則第6条		
介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5条第1項、第3項、第4項、第5項	第5条第1項、第3項、第4項、第5項
		第6条	第6条
		第8条	第8条
		第10条	第10条
		第44条	第44条
		第45条	第45条
		第46条	第46条
		第70条	第70条
		第71条	第71条
		第72条	第72条
		附則第2条	附則第2条
		附則第3条	附則第3条
		附則第5条	附則第5条
		附則第6条	附則第6条
②居室面積基準「従うべき基準」			
介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第3条第1項第1号ロ	第3条第1項第1号ロ
		第40条第1項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)	第40条第1項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)
介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	附則第4条第1項(第3条第1項第1号ロに係る部分に限る。)	附則第4条第1項(第3条第1項第1号ロに係る部分に限る。)
		第3条第2項第2号	第3条第2項第2号
		第4条第2項第2号	第4条第2項第2号
		第5条第2項第2号	第5条第2項第2号
		第39条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)	第39条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)
介護保険法 74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第40条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)	第40条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)
		第41条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)	第41条第2項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)
		第105条の7第1項(専用の居室に限る。)及び第2項	第105条の7第1項(専用の居室に限る。)及び第2項
		第112条第1項	第112条第1項
		第124条第3項第1号・第6項第1号ロ	第124条第3項第1号・第6項第1号ロ
		第140条の4第6項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)	第140条の4第6項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)
		★第140条の30第1項第1号、第2項第1号ロ	★第140条の30第1項第1号、第2項第1号ロ
		第143条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。)・第2号・第3号・第4号イ(病室に係る部分に限る。)	第143条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。)・第2号・第3号・第4号イ(病室に係る部分に限る。)
		第155条の4第1項第1号(療養室に係る部分に限る。)・第2号・第3号・第4号(病室に係る部分に限る。)	第155条の4第1項第1号(療養室に係る部分に限る。)・第2号・第3号・第4号(病室に係る部分に限る。)
		附則第3条(第124条第6項第1号ロに係る部分に限る。)	附則第3条(第124条第6項第1号ロに係る部分に限る。)
附則第8条	附則第8条		
附則第12条	附則第12条		

●地方分権一括法における複製法令		●対象省令名	●条項			
介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)		第118条第1項			
			第132条第3項第1号・第6項第1号ロ			
			第153条第6項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。)			
			★第183条第1項第1号・第2項第1号ロ			
			★第188条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。)-第2号・第3号・第4号イ(病室に係る部分に限る。)			
			★第205条第1項第1号(療養室に係る部分に限る。)-第2号・第3号・第4号(病室に係る部分に限る。)			
			附則第2条(第132条第6項第1号ロに係る部分に限る。)			
			★附則第4条(第183条第2項第1号ロに係る部分に限る。)			
			附則第8条			
			附則第12条			
			介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準		第67条第1項(宿泊室に限る。)-第2項第2号ロ
						第93条第2項(居室に限る。)-第4項
第132条第1項第1号ロ						
第160条第1項第1号イ(3)(床面積の規定に限る。) 附則第12条第1項						
介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準		第48条第1項(宿泊室に限る。)-第2項第2号ロ			
			第73条第2項(居室に限る。)-第4項			
③人権に直結する運営基準等「従うべき基準」						
介護保険法 88条	指定介護老人福祉施設の人 員、設備及び運営に関する基準		第4条第1項			
			第49条において準用する第4条第1項			
			第4条の2			
			第49条において準用する第4条の2			
			第11条第4項及び第5項			
			第13条第8項			
			第19条			
			第49条において準用する第19条			
			第30条			
			第49条において準用する第30条			
			第35条			
			第49条において準用する第35条			
			第42条第6項及び第7項			
			第43条第9項			
介護保険法 97条	介護老人保健施設の人員、施 設及び設備並びに運営に関す る基準		第5条第1項			
			第50条において準用する第5条第1項			
			第5条の2			
			第50条において準用する第5条の2			
			第13条第4項、第5項			
			第15条			
			第50条において準用する第15条			
			第18条第7項			
			第32条			
			第50条において準用する第32条			
			第36条			
			第50条において準用する第36条			
			第43条第6項、第7項			
			第44条第8項			
介護保険法 110条 (介護サービスの基盤強化のための介護保険 法等の一部を改正する法律による改正後の 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 百三十条の規定によりなおその効力を有する ものとされる同法第二十六條の規定による改 正前の介護保険法)	指定介護療養型医療施設の人 員、設備及び運営に関する基準		第6条第1項			
			第50条において準用する第6条第1項			
			第6条の2			
			第50条において準用する第6条の2			
			第14条第4項、第5項			
			第16条			
			第50条において準用する第16条			
			第18条第7項			
			第30条			
			第50条において準用する第30条			
			第34条			
			第50条において準用する第34条			
			第43条第6項、第7項			
			第44条第8項			

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
			第8条第1項
			★第43条において準用する第8条第1項
			第54条において準用する第8条第1項
			★第58条において準用する第8条第1項
			第74条において準用する第8条第1項
			第83条において準用する第8条第1項
			第91条において準用する第8条第1項
			第105条において準用する第8条第1項
			★第109条において準用する第8条第1項
			第119条において準用する第8条第1項
			第205条において準用する第8条第1項
			★第208条において準用する第8条第1項
			第216条において準用する第8条第1項
			第9条
			★第43条において準用する第9条
			第54条において準用する第9条
			★第58条において準用する第9条
			第74条において準用する第9条
			第83条において準用する第9条
			第91条において準用する第9条
			第105条において準用する第9条
			第105条の19において準用する第9条
			★第109条において準用する第9条
			第119条において準用する第9条
			第140条において準用する第9条
			第140条の13において準用する第140条において準用する第9条
			★第140条の32において準用する第9条
			第155条において準用する第9条
			第155条の12において準用する第155条において準用する第9条
			第205条において準用する第9条
			★第208条において準用する第9条
			第216条において準用する第9条
			第25条
			第33条
			★第43条において準用する第33条
			第54条において準用する第33条
			★第58条において準用する第33条
			第74条において準用する第33条
			第83条において準用する第33条
			第91条において準用する第33条
			第105条において準用する第33条
			第105条の19において準用する第33条
			★第109条において準用する第33条
			第119条において準用する第33条
			第140条において準用する第33条
			第140条の13において準用する第140条において準用する第33条
			★第140条の32において準用する第33条
			第155条において準用する第33条
			第155条の12において準用する第155条において準用する第33条
			第192条において準用する第33条
			第192条の12において準用する第33条
			第205条において準用する第33条
			★第208条において準用する第33条

介護保険法
74条

指定居宅サービス等の事業の
人員、設備及び運営に関する基
準
(★は基準該当に係る基準)

●地方分権一括法における模倣法令	●対象省令名	●条項
介護保険法 74条	指定居宅サービス等の事実の 人員、設備及び運営に関する基 準 (★は基準該当に係る基準)	第216条において準用する第33条
		第37条
		★第43条において準用する第37条
		第54条において準用する第37条
		★第56条において準用する第37条
		第74条において準用する第37条
		第83条において準用する第37条
		第91条において準用する第37条
		第105条において準用する第37条
		第105条の18において準用する第37条
		★第109条において準用する第37条
		第119条において準用する第37条
		第140条において準用する第37条
		第140条の13において準用する第140条において準用する第37条
		★第140条の32において準用する第37条
		第155条において準用する第37条
		第155条の12において準用する第155条において準用する第37条
		第192条において準用する第37条
		第192条の12において準用する第37条
		第205条において準用する第37条
		★第206条において準用する第37条
		第216条において準用する第37条
		★第42条の2
		第69条(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。)
		第71条
		第105条の8第1項
		第125条第1項
		第140条の13において準用する第125条第1項
		★第140条の32において準用する第125条第1項
		第155条において準用する第125条第1項
		第155条の12において準用する第155条において準用する第125条第1項
		第128条第4項及び第5項
		★第140条の32において準用する第128条第4項及び第5項
		第130条第7項
		★第140条の32において準用する第130条第7項
		第140条の7第6項及び第7項
		第140条の8第8項
		第146条第4項及び第5項
		第148条
		第155条の12において準用する第148条
		第150条第5項
		第155条の5第6項及び第7項
		第155条の7第7項
		第178条第1項～第3項
		第179条第1項及び第2項
		第192条の12において準用する第179条第1項及び第2項
		第183条第4項及び第5項
		第192条の12において準用する第183条第4項及び第5項
		第192条の7第1項～第3項

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象法令名	●条項
介護保険法 115条の4		指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	第8条第1項
			★第45条において準用する第8条第1項
			第55条において準用する第8条第1項
			★第61条において準用する第8条第1項
			第74条において準用する第8条第1項
			第84条において準用する第8条第1項
			第93条において準用する第8条第1項
			第107条において準用する第8条第1項
			★第115条において準用する第8条第1項
			第123条において準用する第8条第1項
			第276条において準用する第8条第1項
			★第280条において準用する第8条第1項
			第289条において準用する第8条第1項
			第9条
			★第45条において準用する第9条
			第55条において準用する第9条
			★第61条において準用する第9条
			第74条において準用する第9条
			第84条において準用する第9条
			第93条において準用する第9条
			第107条において準用する第9条
			★第115条において準用する第9条
			第123条において準用する第9条
			第142条において準用する第9条
			第159条において準用する第142条において準用する第9条
			★第185条において準用する第9条
			第195条において準用する第9条
			第210条において準用する第195条において準用する第9条
			第276条において準用する第9条
			★第280条において準用する第9条
			第289条において準用する第9条
			第22条
			第31条
			★第45条において準用する第31条
			第55条において準用する第31条
			★第61条において準用する第31条
			第74条において準用する第31条
			第84条において準用する第31条
			第93条において準用する第31条
			第107条において準用する第31条
			★第115条において準用する第31条
			第123条において準用する第31条
			第142条において準用する第31条
			第159条において準用する第142条において準用する第31条
			★第185条において準用する第31条
			第195条において準用する第31条
			第210条において準用する第195条において準用する第31条
			第245条において準用する第31条
			第262条において準用する第31条
			第276条において準用する第31条
			★第280条において準用する第31条
			第289条において準用する第31条
			第35条

	●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
			大第45条において準用する第35条
			第55条において準用する第35条
			大第61条において準用する第35条
			第74条において準用する第35条
			第84条において準用する第35条
			第93条において準用する第35条
			第107条において準用する第35条
			★第115条において準用する第35条
			第123条において準用する第35条
			第142条において準用する第35条
			第159条において準用する第142条において準用する第35条
			★第185条において準用する第35条
			第195条において準用する第35条
			第210条において準用する第195条において準用する第35条
			第245条において準用する第35条
			第262条において準用する第35条
			第276条において準用する第35条
			★第280条において準用する第35条
			第289条において準用する第35条
			★第44条
			第70条
			第77条第1項～第3項
			第133条第1項
			第159条において準用する第133条第1項
			★第185条において準用する第133条第1項
			第195条において準用する第133条第1項
			第210条において準用する第195条において準用する第133条第1項
			第136条
			第159条において準用する第136条
			★第185条において準用する第136条
			第145条第7項
			★第185条において準用する第145条第7項
			第161条第8項
			第191条
			第210条において準用する第191条
			第198条
			第200条第6項
			第212条第7項
			第234条第1項～第3項
			第235条第1項及び第2項
			第262条において準用する第235条第1項及び第2項
			第239条
			第262条において準用する第239条
			第258条第1項～第3項
	介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (★は基準該当に係る基準)	

●地方分権一括法における根拠法令	●対象省令名	●条項
介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第9条第1項
		第61条において準用する第9条第1項
		第88条において準用する第9条第1項
		第108条で準用する第9条第1項
		第157条において準用する第9条第1項
		第169条において準用する第9条第1項
		第10条
		第61条において準用する第10条
		第88条において準用する第10条
		第108条において準用する第10条
		第157条において準用する第10条
		第169条において準用する第10条
		第26条
		第34条
		第61条において準用する第34条
		第88条において準用する第34条
		第108条において準用する第34条
		第129条において準用する第34条
		第38条
		第61条において準用する第38条
		第88条において準用する第38条
		第108条において準用する第38条
		第129条において準用する第38条
		第73条第5号及び第6号
		第78条第2項
		第97条第5項及び第6項
		第99条第2項
		第113条第1項～第3項
		第114条第1項及び第2項
		第118条第4項及び第5項
		第137条第4項及び第5項
		第139条第8項
		第145条
		第169条において準用する第145条
		第153条
		第169条において準用する第153条
		第155条
		第169条において準用する第155条
		第162条第6項及び第7項
		第163条第9項
介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第11条第1項
		第64条において準用する第11条第1項
		第85条において準用する第11条第1項
		第12条
		第64条において準用する第12条
		第85条において準用する第12条
		第33条
		第64条において準用する第33条
		第85条において準用する第33条
		第37条
		第64条において準用する第37条
		第85条において準用する第37条

	●地方分権一括法における振興法令	●対象法令名	●条項
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第53条 第67条第2項 第77条 第88条第2項
④利用定員「従うべき基準」			
	介護保険法 78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第42条第2項 第46条第1項 第66条
	介護保険法 115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第5条第2項 第9条第1項 第47条
⑤利用定員「標準」			
	介護保険法74条	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第105条の6 第123条 第140条の5において準用する第123条 ★第140条の29
	介護保険法 115条の4	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第131条 第154条において準用する第131条 ★第182条
	介護保険法78条の4	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準	第93条第1項及び第2項 附則第7条
	介護保険法115条の14	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第73条第1項及び第2項(入居定員に係る部分に限る。) 附則第7条
※指定介護老人福祉施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員は現行の4人から1人に改正。 (指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第3条第1項第1号イ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第132条第1項第1号イ)			

○厚生労働省令第二百二十七号

の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

第一条 児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

姓名を次のように改める。
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
目次中「第十四条の三」を「第十四条の四」に改める。
第一条を次のように改める。

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第四十五条第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第四十五条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について、

[illegible]

一 項 第四十三條 第七十五條 第七十五條の二第二項、第八十三條、第八十八條の三、附則第九十條並びに附則第九十四條第三項から第六項までの規定による基準

二 法第四十五條第一項の規定により、同條第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて定める基準

[illegible][illegible]

(一)居室に係る部分に限る。(二)第七十九條第二項において準用する場合を含む。及び第二十號(居室に係る部分に限る。)(第七十九條第二項において準用する場合を含む。)(第七十四條第一項の規定による基準)及び第二十號(面積に係る部分に限る。)並びに附則第九十四條第三法第四十五條第一項の規定による、同法第三十八條第三項の規定による。

を定めるに当たつては、工の状況により、第九条第二項第九号に掲げる事項について都道府県が条例第十五条、第十九条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第二十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、第三十二条第一号（調理室に係る部分に限る。）、第三十六条第二号（調理設備に係る部分に限る。）、及び第五号（調理室に係る部分に限る。）、第三十条第二項において準用する

合を含む。第三十二条の二（第三十条第一項において準用する場合を含む。）第三十一条第一号（調理室に係る部分に限る。）第七十九条第二項において準用する場合を含む。）並びに第七十四条第一号（調理室に係る部分に限る。）の規定により準用する場合を含む。第四十五条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項については、同法

規定による基準及び第八章から第九章の四までの規定による基準以外のもの

衛生施設運営基準は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設の長を含む（以下同じ。）の指導により、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員、心身ともに健やかにして社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

第三条第二項最低基準は一、都道府県知事第一項の規定により改め（児童福祉施設の長を含む。以下同じ。）と改む。同条第三項から第五項までを改む。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。
第一章第十四条の三の次に次の一条を加える。
(大都市等の特例)
第十四条の四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、第三条第一頁中「都道府県」を「指定都市」とする。

[illegible]

一条第一項中、都道府県とあるのは、都道府県（特定児童福祉施設という）に中核市以上の中核市とあるのは、都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市の市長と、第二条中「都道府県知事」とあるのは、都道府県知事（特定児童福祉施設については、中核市がと、都道府県知事と

道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（特定児童福祉施設）に設置しては、中核市の市長」と第三條第一項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設）に設置しては、中核市の市長」と同條第二項中「都道府県」とあるのは「都道府県（特定児童福祉施設）に設置しては、中核市」と読み替へるものとする。

法第五十九條の四第一頁の児童目録表所定置行

第一條第一項中「都道府県」とあるのは、「児童相談所設置市」といふにあつては、
 第一條第一項中の「児童相談所設置市」以下「児童相談所設置市」といふにあつては、
 とあるのは、「児童相談所設置市の市長」と、第二條第二項中「都道府県知事」と、
 府県知事とあるのは、「児童相談所設置市の市長」と、第三條第一項中「都道府県知事」とあるのは、「児童相談所設置市の市長」と、法第八條第一項に規定する都道府県児童
 福祉審議会（とあるのは、児童相談所設置市の市長と、法第八條第一項に規定する都道府県児童
 福祉審議会）とあるのは、児童相談所設置市の市長と、法第八條第一項に規定する都道府県児童

[illegible][illegible]

項及び第八十二條第四項、第七十五條第三項、第八十條第四項及び第八十二條第四項に改める。第四十三條第四号、第七十五條第三項、第八十條第四号の三を第四十三條第四号、第七十五條第三項、第八十條第四号と改める。

条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の一部を次のように改正する。

一

（趣旨）
第一条を次のように改める。
第一条 養護老人ホームに係る老人福祉法（昭和三十一年法律第百三十三号）以下「法」という。第十七条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に並び、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

法第七十二条の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項については、指定都市又は中核市（以下「指定都市」という。）及び第二十五条の二の十九（以下「中核市」という。）が条例を定めるに当たつて従うべき基準であること（同条の二）

二 法第十七条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十一条第三項第二号及び第四項第一号並びに附則第二項（第十一条第四項第一号に係る部分に限る。）の規定による基準

十

九

第六条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

の一部を次のように改正する。

目次中、基本方針（第一条）を「趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）に改める。

第一章 趣旨及び基本方針

第一条 指定介護老人福祉施設に係る介護保険法（平成十三法律第二十二号）

第八十八條第三項の厚生労働省令で定める基準とする。
 一 法第八十八條第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従ふべき基準 第二條、第十三條第七項、第二十一條（第四十九條における準用する場合を含む。） 第四十三條第八項並びに第四十七條第二項及び第三項の規定による基準

一 法第八十八條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三條第一項第一号、第四十條第一項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。)及び附則第四條第一項(第三條第一項第一号に係る部分に限る。)の規定による基準

三、法第八十八条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四条第一項 第四十九条において準用する場合を含む。、
 第四条第二項(第四十九條において準用する場合を含む)、第十二條第四項及び第五項、第十三
 條第八項、第十九條(第四十九條において準用する場合を含む)、第三十條(第四十九條にお
 いて準用する場合を含む)、第三十五條(第四十九條において準用する場合を含む)。、第四十
 二條第六項及び第七項並びに第四十三條第九項の規定による基準
 法第八十八條第一頁又は第二頁以下

いて都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準
号に定める規定による基準以外のもの
第二條中「介護保険法（平成九年法律第百一十三号。以下「法」という。）を、法に改める。
第三條第一項第一号イ中、四人以下を、一人に改める。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正

の一部分を次のように改正する。
 加算及び記帳並に通常に關する基準（平成十一年厚生省令第四
 次中「基本方針（第一条）」を、趣旨及び基本方針（第一条・第一条の二）に改め、第一章の章
 次のように改める。

第一章 趣旨及び基本方針
一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える。

介護老人保健施設に係る介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下、法という。）第七十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに同条第二項の規定による医師及看護師の員数の基準は、それぞれ次の各号に定める規定による基準とする。

に限り、第四十一条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分）第八号から附則第十三条まで、附則第十四条、附則第十五条第一項及び第二項を除く。）を適用する。第三十三条（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分）の施行期日は、同法第三十三条の二（療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分）の規定による。

第十六条（機能訓練室に係る部分に限る。）の規定による基準
 医師及び看護師の員数の基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分に限る。）の規定による基準

介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げ基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

を定めるに当たつて従うべき基準 第二条（医師及び看護師の員数に係る部分を除く）、第二十三条（第五十条において準用する場合を含む。）並びに第四十一条第三項（第六十二条）

る基準

事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、第一項各号及び前二号に定める規定による基準以外のもの
第二十九条中「第一項各号及び前二号に定める規定による基準以外のもの」を「法」と改める。
（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正
令第三十四号）の一部を次のように改正する。
第一条を次のように改める。

という。第七十八條の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に依じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第七十八條の四第一項の規定により、同条第三頁第一号に掲げる事項について、

例を定めるに当たつて従うべき基準 第六條、第七條、第四十二條第一項及び第三項から第五項まで、第四十三條、第四十五條、第四十七條、第六十三條から第六十五條まで、第六十一條、

例を定めるに当たつて従うべき基準 第六十七条第一項(宿泊室に係る部分に限る。及び第二号口、第九十三条第二項(居室に係る部分に限る。及び第四項、第三百三十二条第一号口、第六百六十条第一項第一号イ(3)(床面積に係る部分に限る。並びに附則第十二条第一項の規定による基準

法第七十八條の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 第九條第一項（第六十一條、第八十八條、第百八條、第一百五十七條及び第百六十九條において準用する場合を含む。）、第十條（第六十一條、第八十八條、第百八條、第一百五十七條及び第百六十九條において準用する場合を含む。）

第三十八條(第六十一條、第八十八條、第九十九條及び第九十九條において準用する場合を含む。)、第七十三條第五号及び第六号、第七十八條第二項、第九十九條第五項及び第六項、第九十九條第二項、第一百十三條第一項から第三項まで、第一百十四條第一項及び第二項、第一百

例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九十三條第一項及び第二項並びに附則第七條の規定による基準

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正）

を次のように改正する。

（趣旨）
第一条を次のように改める。
第一条 基準該当介護予防ナレッジの事業として、

という。第五十四条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定介護予防サービスの事業に係る法第百十五条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

れ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県

第四十一条、第五十七条第四号（第六
 十一条において準用する場合に限る）、第五十八条、第五十九条、第一百二十二条、第一百十三條、
 第一百四十五条第六項（第四百八十二条）を以て之とす。

第二百六十七條（第二百八十條において準用する場合に限る。）及び第二百七十九條の規定による基準

二 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百八十三條第一項第一号及び第二項第一号並びに

三 法第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定むるものとする。

カ多岐を定めるに当たつて従うべき基準 第八條第一項（第四十五條、第六十一條、第一百十五條及び第二百八十條において準用する場合に限る）、第九條（第四十五條、第六十一條、第一百十五條、第二百八十五條及び第二百九十條において準用する場合に限る）

五、第六十一条、第一百八十五條において準用する場合に限る）、第三十一条（第四十
第三十五條、第四十五條、第六十一条、第一百八十五條及び第二百八十一條において準用する場合に限る）、

準用する場合に限る。）、第四十四条、第三十三條第一項（第八十五條において準用する場合に限る。）、第三百三十六條（第八十五條において準用する場合に限る。）及び第四百四十五條第

四 第五十四条第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県条例を定むるに当たつて、東京、大阪、京都、神奈川、千葉、埼玉、新潟、山梨、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、和歌山、徳島、高松、香川、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、大分、熊本、鹿兒島、沖縄の各都道府県に於て、第七項、第八十五條において準用する場合に限る。の規定による基準

五、法第百十五條の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従ふべき基準（第五条、第六条、第四十二条、第四十三条）

条第四号、第六十三号、第六十四号、第七十九号、第八十八号、第九十七号、第九十八号、第五十七、百十七号、第二百九号、第三百十号、第三百四十五号第六項、第三百五十七号第二項及第三項、

第二百六十一條第七項、第二百八十七條、第二百八十八條第二項及び第三項、第二百三十一條及第二百三十二條、第二百五十五條、第二百五十六條、第二百六十六條、第二百六十七條、第二百八十

六 法第百十五條の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めることとす。並に、

六項第一号口、第百五十三條第六項第一号(療養室に係る部分に限る)、第二号(南室に係る部分に限る)、第三号(八十八条第一項第一号(療養室に係る部分に限る))、第百八十八条第一号(三)床面積に係る部分に限る)、第百八十八条第一号及び第二号

係る部分に限る。及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）第三号（療養室に係る部分に限る。）及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）附則第二条（第百

三十一條第六項第一号口に係る部分に限る。)、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

（合）第七十條（第二百六條並びに第二百二十三條第二項及び第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る）、第八十五條（第二百二十三條第六項（第二百二十三條第二項において準用する場合に限る）、第八十五條（第二百二十三條第六項において準用する場合に限る）、第六十條第四項（第二百六條及び第二百二十三條第四項から第六項までにおいて準用する場合に限る）、第二百三十條第一項及び第二百五條の規定による基準

「法第三十條第一項第二号イの規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第九十四條の二第二号、第二百二十五條の二第一項第二号及び第二百二十二條の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十四条及び第十六条の規定による基準

基準第十一條第四項第一号イ及び第五十五條第四項第一号イの規定を適用する場合においては、基準第十一條第四項第一号イ及び第五十五條第四項第一号イ中「一人」とあるのは、四人以上とする。

基準第十一條第四項第一号イ及び第五十五條第四項第一号イの規定を適用する場合においては、基準第十一條第四項第一号イ及び第五十五條第四項第一号イ中「一人」とあるのは、四人以上とする。

(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置)

第三條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十八條第一項又は第二項の規定に基づき都道府県が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る第六條の規定による改正後の指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新介護老人福祉施設基準」という。)第三條第一項第一号の規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十八條第一項第一号の規定に基づく指定を受けている介護老人福祉施設(当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。)について、新介護老人福祉施設基準第三條第一項第一号イの規定を適用する場合には、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

4 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴う経過措置

第四條 施行日から起算して一年を超えない期間内において、介護保険法第七十八條の四第一項又は第二項の規定に基づく市町村の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る第八條の規定による改正後の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(以下「新地域密着型サービス基準」という。)第三百三十二條第一項第一号イの規定の適用については、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

2 前項の条例の制定施行の際現に介護保険法第四十二條の二第一項本文の規定に基づく指定を受けている地域密着型介護老人福祉施設(当該条例の制定施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。)について、新地域密着型サービス基準第三十二條第一項第一号イの規定を適用する場合には、同号イ中「一人」とあるのは、「四人以下」とする。

第五條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第六條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の二の一部を次のように改正する。

第七條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の三の一部を次のように改正する。

第八條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の四の一部を次のように改正する。

第九條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の五の一部を次のように改正する。

第十條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の六の一部を次のように改正する。

第十一條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の七の一部を次のように改正する。

第十二條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の八の一部を次のように改正する。

第十三條 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の九の一部を次のように改正する。

一 法第百十條第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

二 法第百十條第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

三 法第百十條第三項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

四 法第百十條第四項又は第五項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準

第五條 介護保険法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第六條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第七條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第八條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第九條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第十條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第十一條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第十二條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第十三條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第十四條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第十五條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正

第十六條 児童福祉法施行令第三十七條第一項第三十三号に掲げる規定として厚生労働大臣が定めるものを定める省令の一部改正